

# 情報機器作業健康診断の説明

情報機器作業による健康障害のための指導勧奨による健康診断として、令和元年7月12日基発第010712号が通達されています。

## (1) 対象者

情報機器作業に常時従事する労働者。

### 情報機器作業の作業区分

作業区分	作業区分の定義	作業の例
作業時間または作業内容に相当程度拘束性があると考えられるもの  (すべての者が健康診断対象)	1日に4時間以上情報機器作業を行う者であって、次のいずれかに該当する者  ・作業中は常時ディスプレイを注視する、または入力装置を操作する必要がある  ・作業中、労働者の裁量で適宜休憩を取ることや作業姿勢を変更することが困難である	・コールセンターで相談対応 (その対応記録をパソコン入力) ・モニターによる監視・点検・保守 ・パソコンを用いた校正・編集・デザイン ・プログラミング ・CAD作業 ・伝票処理 ・テープ起こし(音声の文書化作業) ・データ入力
上記以外の者  (自覚症状を訴える者のみ健康診断対象)	上記以外の情報機器作業対象者	・上記作業で4時間未満のもの ・上記作業で4時間以上である労働者の裁量による休憩を取ることができるもの ・文書作成作業 ・経営等の企画・立案を行う業務(4時間以上のものも含む) ・主な作業として会議や講演の資料作成を行う業務(4時間以上のものも含む) ・経理業務(4時間以上のものも含む) ・庶務業務(4時間以上のものも含む) ・情報機器を使用した研究(4時間以上のものも含む)

## (2) 実施時期

配置前および1年以内ごとに1回、定期に実施。

### (3) 健康診断項目

区分	健康診断項目
配置前健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>○業務歴および既往歴の調査</li> <li>○自覚症状の有無の調査（問診）<sup>注1</sup></li> <li>○眼科学的検査               <ul style="list-style-type: none"> <li>・5 m視力検査</li> <li>・近見視力の検査（50 cm視力または30 cm視力）<sup>注2</sup></li> <li>・屈折検査（5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可）</li> <li>・眼位検査</li> <li>・調節機能検査（5m視力検査および近見視力に異常がない場合は、省略可）</li> </ul> </li> <li>○筋骨格系に関する検査               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢の運動機能、圧痛点などの検査（問診において異常が認められない場合は、省略可）</li> <li>・その他医師が必要と認める検査</li> </ul> </li> </ul>
定期健康診断	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既往歴の調査</li> <li>○自覚症状の有無の調査（問診）</li> <li>○眼科学的検査               <ul style="list-style-type: none"> <li>・遠見視力の検査（矯正視力のみでよい。）</li> <li>・近見視力の検査（50 cm視力または30 cm視力）（矯正視力のみでよい。）</li> <li>・眼位検査（医師の判断による）（40歳以上の者が対象）（問診、遠見視力および近見視力に異常がない場合は、省略可）</li> <li>・調節機能検査（40歳以上の者が対象）（問診、遠見視力および近見視力に異常がない場合は、省略可）</li> </ul> </li> <li>○筋骨格系に関する検査               <ul style="list-style-type: none"> <li>・上肢の運動機能、圧痛点等の検査（問診において異常が認められない場合は、省略可）</li> <li>・その他医師が必要と認める検査</li> </ul> </li> </ul>

- 注1
- ・眼疲労を主とする視器に関する症状
  - ・上肢、頸肩腕部および腰背部を主とする筋骨格系の症状
  - ・ストレスに関する症状

- 注2
- ・近見視力は、老視の進行に伴って低下し作業を行う上で大きな支障となるので、中高年の作業者については50 cm視力の測定を実施することが望ましい。

#### (4) 管理区分

管理区分	措 置	備 考
格別の 処置を 要しない	A ○情報機器作業に常時従事してよい者 視機能が概ね良好 (注) 或は筋骨格系疾患を疑わせる自他 覚所見がない者  ○眼の疲れを訴える場合 (注) 或は軽度の筋骨格系疾患を疑わせ る自他覚所見があり、情報機器作 業に従事してよいが、一連連続作 業時間、一日総作業時間の短縮を 要する者	(注)①近見視力 0.5 以上で眼の疲 労に関する訴えがない者  ②若年者(30 歳以下)で軽度の 遠視があるが疲労に関する 訴えがない者  ③眼位検査で著しい異常がな い者
経過観察 を要する	B ○ 情報機器作業を全く避ける必要はな いが、視機能に眼の疲労の原因にな る異常所見が認められるか、或は筋 骨格系疾患の既往又は、現在の所見 から厳しい一連続作業時間の短縮、 一日総作業時間の短縮を実施し経 過観察を要する者  ○ 情報機器作業を全く避ける必要はな いが、眼精疲労又は、筋骨格系疾患等 を疑わせる所見が認められ専門医受 診により診断が確定するまで経過観 察を要する者	
要診断 治療	C ○ 情報機器作業を避け専門医受診 (注)を要する者	(注) ① 眼精疲労の既往歴があり 視機能に眼精疲労を裏付 ける異常所見が認められ る者  ② 筋骨格系疾患の既往歴 があり明確な筋骨格系疾 患を裏付ける異常所見が 認められる者
休 業 治 療	D ○ 障害が著しく、休業を要する者	
要観察 要精検 要治療	T ○ 自他覚症状或は検査成績に異常 が認められるが、それが作業に よる影響ではないと考えられる者	

「指導勧奨による特殊健康診断結果報告書」裏面コード 29 番について

名称が V D T 作業のままとなっておりますが、情報機器作業として引き続きご使用いただけます。